

令和7年度 中小企業等デジタル活用事業臨時補助金 Q&A

No.	質問	回答
対象事業者		
	対象事業者に任意団体は含まれるか。	対象事業者は一覧表の通りです。 人格なき社団(任意団体、PTA、自治体)は対象外です。
	常時使用する従業員とは何か。	労働基準法第20条に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」であれば、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員等も該当します。 対象：解雇予告を30日前に行う必要のある労働者 対象外：日雇い、期間限定(2ヶ月以内)の労働、試用期間中の者
	<個人事業主の場合> 「住所は市外だが事業所は静岡にある」という場合は対象でないという認識でよろしいでしょうか。	個人事業主は、事業所及び住所の両方が市内にあることが要件です。 事業所・住所どちらかが市外である場合は対象外です。
申請方法		
	「IT分野の知見を有する者」は誰でもよいのか。	「IT分野の知見を有する者」は以下の通りです。 ①国のIT導入補助金のIT導入支援事業者として登録実績がある者 ②静岡商工会議所が実施する「ITなんでも相談窓口」の相談員 ※ただし、①、②以外でもIT関連事業者など同等の知見を有すると認められる者であれば意見書の記載は可。
	ネット販売(Amazon等)で機器を調達する予定だが、添付する見積書を機器が掲載されている画面のスクリーンショットで代替してよいのか。	ネット販売で調達する場合でも必ず見積書を徴収してください。 ※なお、Amazonは「Amazon Business」で見積書が発行されます ※見積書が発行できないサイトについては、サイトのスクリーンショットでも結構です。
	実施報告はいつまでに行う必要があるか。	申請時に提出した事業計画における事業実施後、事業成果を報告できるタイミングで提出してください。 ただし、締切の令和8年2月27日までに必ず提出してください。
	既に調達したが対象となるのか。 いつ調達したものが対象となるのか。	交付決定通知前に発注・契約・調達したものは対象になりません。 交付決定通知後、発注・契約・調達したものが対象となります。
対象経費		
	IT専門家による意見書発行に係る経費は対象経費となるか。	申請書作成に係る経費は補助金対象外です。
	パソコンのみの調達でもよいのか。	今回の補助金対象は「ソフトウェア導入に必要となるハードウェアの購入費用」が対象となるため、ハードウェアのみの調達は対象となりません。
	無料のzoomでテレビ会議システムを行うために調達するハード機器は対象となるか	会議システム導入に併せて導入するパソコンは対象ですが、zoomのみを利用するためのパソコン導入については、パソコン単体の汎用性が高いため、審査において、導入の適正性について審査します。
	パソコンと同時にOffice(ワード・エクセル・パワポ)を調達すればパソコンは対象となるか。	事業計画において、Officeの導入が必要不可欠なことを確認できれば、対象となります。
	IT機器とは何か	情報にアクセスするための機器であり、機能として通信機能を持つ機器。 また、事業実施に必要なIT機器への付随品も対象です。 <具体例> 対象：PC、タブレット、スマートフォン、キャッシュレス決済端末、POSレジ 付随品：ウェブカメラ、ヘッドセット、マイク、ルーター、プリンター、キャッシュレス決済付属品 対象外：テレビ、ハードディスクレコーダー、※いわゆる家電製品、券売機
	携帯電話の通信費やインターネット回線使用料は対象となるか	通信料及び回線使用料は対象外です。 新たな回線の導入にかかる工事費は対象となります。 ※今回の補助金はイニシャルコストを対象とするものでランニングコストは対象外です。
	ホームページ作成は対象となるか	「役務費及び委託費」として対象になります。
	複数年にわたるライセンス料は対象となるか	調達時に複数年分の購入を行えるものであれば対象になります。
	サービス使用料は年払いだが、来年分も対象となるのか	契約時に年払いが行えるものは、次年度以降までが期間となっても対象となります。
	使用料等が月払いの場合はいつまでが対象となるのか	令和8年2月13日までに支払いが発生する経費が対象になります。

デジ補助 Q&A(続き)

No.	質問	回答
対象経費の支払		
	実施報告書の期限である令和7年2月14日までに支払いが完了しなかった場合はどうなるか。	対象外となります。 令和8年2月13日までに支払いが完了しないことが判明した場合、速やかに中小企業支援係まで連絡をお願いします。
審査		
	申請すれば必ず通るのか	厳正な審査の上、補助対象事業者を決定いたします。
	過去に「IT活用事業臨時補助金」に採択された者だが、今年度も応募してよいか	過去(R2年度～R6年度)に「IT活用事業臨時補助金」「中小企業等デジタル活用事業臨時補助金」に採択された方は、応募することができません。

補助対象経費の詳細

経費区分	内容	留意事項
報償費	【例】専門家謝金 (当該事業について専門的な知識、技術等を有する者に委託または依頼し、事業執行に必要な指導・助言を受けた場合に謝礼として支払われる経費。)	・補助金事務手続き代行等にかかる費用は、補助対象としないこと
使用料	【例】システム使用料、クラウドサービスの使用料	・年間契約も可
備品購入費	1万円以上の事業遂行に必要な備品等に要する経費	※汎用性の高いパソコン・タブレット等については目的外使用とならないように特に注意すること
消耗品費	1万円未満の事業遂行に必要な消耗品等に要する経費	※汎用性の高い消耗品については目的外使用とならないよう特に注意すること(購入数も最低限とすること)
役務費	【例】通信運搬費、広告料、各種手数料、損害保険料 (人的なサービスの提供に対して支払われる経費)	・インターネット回線使用料は対象外
委託費	【例】HP製作、改修費用、回線工事 (事業遂行に必要な業務の一部を外部に発注する際に外注して行う際に支払われる経費)	・金額が社会通念上妥当であること